

〈大宮〉考 ― 仮名文学作品に見る昌子内親王 ―

土居 奈生子

キーワード…大宮 昌子内親王 人物呼称 物語文学

はじめに

平安中期以降に成立した、いわゆる作り物語には「大宮」と呼ばれる人物が散見される。^(注1)この〈大宮〉に対するイメージ、物語の中で期待された役割を明らかにするべく、歴史上に実在し「大宮」と呼ばれた人物の考察を進めることにした。具体的には三人、藤原穩子（醍醐后、八八五〜九五四）、昌子内親王（冷泉后、九五〇〜九九九）、藤原彰子（一条后、九八六〜一〇七四）である。すでに藤原穩子については、呼称が見られる記述を（一）古記録・史料、（二）仮名文学作品に大別し、居所に留意しながら、その人生を概観し考察した。^(注2)

本稿では、前稿^(注3)につき昌子内親王をとりあげる。前稿では、昌子内親王にかんする（一）の記述を中心に、その人生を概観し、藤原穩子と比較し考察を加えた。穩子の場合、「大宮」の呼称は（二）に分類した『延喜御

集』にしか用例を確認できなかった。昌子内親王の場合、

（一）に分類した『日本紀略』『小記目錄』『権記』に確認でき、本稿でこれから見えてゆく（二）仮名文学作品にも用例が確認できた。故に、昌子内親王は在世中から周圀より「大宮」と呼ばれていたと結論づけた。

さらに今回は、仮名文学作品の中で昌子内親王に用いられる、ほかの呼称との比較を試みる。そこから、より〈大宮〉について論究したい。

一 歌集の詞書・作者名に見られる呼称

昌子内親王の略歴は以下のようである。冷泉天皇の皇后。父は朱雀天皇、母は、父の同母兄で東宮であった保明の娘・瀬子女王である。天曆四（九五〇）年の誕生。

第一皇女であり、朱雀天皇の一人子。康保四（九六七）年、皇后。天延元（九七三）年、皇太后、寛和二（九八

六)年、太皇太后。長保元(九九九)年十二月一日、橘道貞の三条宅で崩御した。五十歳。岩倉大雲寺に観音院を創建し、没するにあたって、真筆の遺令一卷に同院のことなどを記した。

以上をふまえ、前稿と同じく、次のように昌子内親王の生涯を四つの時期にわけ、考察の便宜を図りたい。

【一】誕生から成人の儀の翌年まで(一歳〜十三歳)

【二】東宮妃、皇后として在位(十四歳〜二十三歳)

【三】皇太后として在位(二十四歳〜三十六歳)

【四】太皇太后から崩御まで(三十七歳〜五十歳)

仮名文学作品に、昌子内親王の呼称を探したとき、そのほとんどが歌集の詞書、あるいは作者名に見いだせる。そこで本節では、歌が詠まれたと考えられる時期や、作品の成立時期などが早い順に一覧してゆく。

①『朱雀院御集』

御やまひおもくならせ給ひて、太皇太后宮の
いまだをさなくおはしましけるを、みたてま
つらせたまひて

一六 くれ竹のわが世はことになりぬとも

ねはたえせずぞながるべきかな

(他出↓『天曆御集』、『拾遺和歌集』、『大鏡』)

『朱雀院御集』は孤本。十六首を収め、右の和歌は最後に収められている。おおむね朱雀院の生涯にそって和歌が配列されているようだが、必ずしもそうはなっていない箇所もある。当該歌は死を直前にした昌子内親王の父・朱雀院の和歌である。朱雀院は天曆六(九五二)年、五十歳で崩御した。このとき昌子内親王は三歳で、母・瀬子女王はすでに没しており、父院と祖母后が暮らす後院で養育されていたようである。

同集において、他の和歌の詞書を人物に注目し見てみると、「中宮」とあるのは朱雀院の母である藤原穩子を、「東宮」は弟の成明を、「女御」「女王」「みやす所」は瀬子女王を指している。ほか、詞書の一部か、作者名としてあるのか判断しかねるが、「左大臣」とある。朱雀院本人は、詞書に敬語が用いられることで示され、具体的な呼称は用いられていない。

他出としてあげた三作品にも右の歌と、詠歌事情が伝わる。作品間で歌には異同が見られるが、ここでは立ち入らない。詞書、幼少の昌子内親王を指して『天曆御集』では「皇太后宮」。『拾遺和歌集』『大鏡』では「太皇太后宮」。和歌そのものは【一】の時期に詠まれたが、詞書は後代にふされ、各作品に収められたと考えられる。

②『朝忠集』(小堀本) 付「昌子内親王裳着屏風」

す尺院のわか宮の御もきの屏風に、やなき

四六 あをやきのいとはかけさへ我なれや

こほりもとけていまはもゆらん

四七 子日するのへならねともわかねの日

まつもちとせの松にやはあらぬ

かくて、そのとしの十一月に、わか宮の御は
かま、内のきせたてまつらせ給に

七一 おほはらやをしほのこ松はをしけみ

いとちとせのかけとならなむ

『朝忠集』^(注7)は現存諸本が二類四系統に分けられ、右に引用したのは第一類一系の本文である。四六・四七番歌は、昌子内親王が裳着を迎える際に制作された屏風へ詠出された歌。詞書に昌子内親王が「朱雀院の若宮」とされている。同集の四九・五二番歌も、同じ時のものだが詞書に昌子内親王を指す表現は見られない。第二類一系の西本願寺本『三十六人集』では、四六番歌に相当する七番歌の詞書は「朱雀院御時、御裳のきの屏風に、やなき」となっている。第二類二系の資経本は、「朱雀院の姫宮の御もきの御屏風に」となっている。同本は、七一番歌が集の末尾に収められており、その詞書を確認する

と「そのとしの十月、若宮の御はかま、うちのきせませまつりたまひけるに」となっている。

応和元(九六一)年十二月に行われた裳着に際し、制作された屏風に詠出された歌群は、藤原朝忠ほか、源順、清原元輔、中務などが歌を詠み、それぞれの家集や、勅撰集などに残る。田島智子氏の『屏風歌の研究 資料編』^(注8)に一覧できるようになっている。詞書に昌子内親王が示される場合、「朱雀院の若宮」とされることが多い。ほか「朱雀院」「若宮」「前朱雀院の姫宮」なども見られる。その後の昌子内親王から「皇太后宮の御裳着の御屏風歌」「三条の後の宮の裳着はべりける屏風に」となっている場合もある。「三条の後の宮」とするのは『拾遺和歌集』一八四番の元輔の歌で、後述したい。

『朝忠集』七一番歌は、天曆六(九五二)年十一月二十八日に行われた昌子内親王の着袴の儀に際して詠まれたものである。『吏部王記』によると腰結は、叔父である村上天皇が行った。弘徽殿で行われ、中宮職から禄が給されたことから、内親王の祖母である藤原穩子(この時、太皇太后)の主催と考えられている。穩子は朱雀が讓位の後は、ともに宮中を出て、同じ後院に暮らしていた。朱雀院の崩御後、宮中に居所をもどし、その後、崩御する。朱雀院が愛育した幼い昌子内親王をともない、

宮中へもどり、崩御まで養育していたと考えられる。

和歌はいずれも【一】の時期、彼女が三歳の着袴の折、十二歳の裳着の折に詠まれている。藤原朝忠は、三条右大臣定方の五男で、三十六歌仙の一人。定方の六男、朝成は、昌子内親王の中宮冊立より、中宮大夫を勤めた。

③『冷泉院御集』

まだ春宮と申し時、大宮の姫宮と申しにまいり
給へる又の日、御文に

一 もとめばやもしは人にもとひてしが

あかぬわかれやなににたりと

『冷泉院御集』は孤本。十四首を収めるが、最後の二首は補入と考えられている。それを含め九番歌以下に冷泉天皇の勅撰入集歌が網羅されている。応和三（九六三）年、皇太子・憲平（のちの冷泉天皇）が元服の夜、昌子内親王は妃となり参入した。同集の冒頭に位置する右の和歌は、翌日の後朝の歌と考えられる。二人とも十四歳。橋本不美男氏、田村由美子氏は、詞書の「大宮の姫宮」を、歌が詠まれた当時の昌子内親王に対する呼称と捉えている。だが右の場合、「の」は主語を示す格助詞であり、「大宮が（マダ）「姫宮」と申し上げた（時）」と解すべきである。同様の詞書の例が『古今和歌集』八番

歌（文屋康秀）、四四五番歌（文屋康秀）に見られるので引用する。

（八）二條のきさきの東宮のみやすむところとまうしけるときに：（以下略）：（高野切）

（四四五）二條のきさきの東宮のみやすん〇と申けるとき：（以下略）：（本阿弥切、〇は欠字）

右の二例では「申す」につづく過去の助動詞が「き」でなく「けり」となっているが、同じパターンの詞書と考えると良いと思われる。『古今集』の伝本は多く、この二カ所についても格助詞の「の」を脱している異文がある。「申す」ではなく「聞こゆ」を用いる異文もある。格助詞として働く例を確認することに重点を置き、古いと考えられる本文を参考として挙げた。

『冷泉院御集』に話を戻すと、十代の頃は「姫宮」と呼ばれていたが、加齢により、「大宮」と呼ばれるようになったことを示す例と考えられる。詞書の出だしの「冷泉院が」まだ春宮と申し上げた時」と対になっていると考えれば、「大宮」の語は、「皇太后」あるいは「太皇太后」の意で用いられているとも考えられる。和歌そのものは【二】の時期のはじめに詠まれたが、詞書は後代にふされ同集に収められた。

同集の他の和歌にふされた詞書を、人物に注目し見て

みると、「大女御」とあるのは藤原超子を、「同(じ)女御の御は、うへ」は超子の母・藤原時姫を、「女三宮」は超子腹の光子内親王を指すと考えられる。「花山院」は息子で、天皇位に即いた師貞を指す。一三番歌の詞書にある「承香殿」は、同殿を居所とする女御を指すと考えられるが、先に触れたように詞書、歌ともども後の補入と考えられるため、「藤原助信朝臣」とともに考察対象外とする。冷泉院本人は、敬語が用いられることで示されており、①『朱雀院御集』と同様である。引用した冒頭歌の詞書「春宮(と申し時)」の「春宮」が呼称として唯一見られるものである。

④『円融院御集』

おなじ中宮うせさせ給たるに御とぶらひに、

三条のきさいの宮

二一 亀のうへのやまをたづねし人よりも

空にこふらむ君をしぞおもふ

おほんかへし

二二 たづぬべきかただにもなき別には

こゝろをいづちやらむとぞおもふ

(他出)『続古今和歌集』、『萬代集』

『円融院御集』は孤本で、六四首が収まる。大部分が

贈答歌で、御製は三三首。円融天皇の勅撰入集歌は二四首で、うち二〇首が本集に見いだせる。右の贈答歌は『続古今集』『萬代集』にも収まり、二二番歌の作者は、『続古今集』では「二品尊子内親王」、冷泉院皇女で円融天皇へ入内した尊子内親王となっている。『萬代集』では「四条太皇太后宮」、藤原頼忠女で円融天皇へ入内した遵子となっている。最終句は「君をこそおもへ」の異同がある。

詞書にある「おなじ中宮」は、二〇番歌の詞書に見られる「堀河院中宮」と同一人物で、円融天皇皇后の藤原皇子を指している。兼通女で、天皇より十二歳年長であった。天元二(九七九)年、三十三歳のとき堀河院にて崩御した。中宮を亡くし悲嘆する円融天皇を慰める和歌である。皇太后であった昌子内親王からのものと考えられる。^(注4)この年、三十歳、【三】の時期である。「三条」は居所によるもので、「きさいの宮」は歌が詠まれた時の「皇太后」の意を含むと思われる。

先の①、③、ふたつの御集と異なり、『円融院御集』はいくつかの歌の詞書の後に、作者名とおぼしき人物名表記が見られる。またふたつの御集に比べ、収められる和歌の数が多いこと、勅撰入集歌が多い、など性質を異にしている。一方、勅撰和歌集では、作者名は最終官位

職で記されるが、同集での作者名と思われる表記はそうではない。つまり右の引用で、まず「三条のきさいの宮」部分を、詞書の一部と見るか、作者名と見るか、次に昌子内親王の最終后位「太皇太后」の意を含むのか、判断が難しいところである。本稿では、詞書の一部として扱ひ、「皇太后」の意を含むと考えた。

⑤『拾遺和歌集』

三条の後の宮の裳着侍ける屏風に、九月九日の所 元輔

一八四 我が宿の菊の白露今日ごとく

幾世積もりて淵となる覧

(他出↓『元輔集』、『中務集』など各家集)

源弘景ものへまかりけるに、装束賜ふとて 三条太皇太后宮

三三六 旅人の露払ふべき唐衣

まだきも袖の濡れにける哉

(他出↓『拾遺抄』、『忠見集』)

日蝕の時太皇太后宮より一品のみこのも
とにつかはしける

一二五五 あふ事のかくてやつるにやみの夜の

思もいでぬ人のためには

一八四番歌(巻三・秋)は、先の②『朝忠集』とともに触れた裳着の折、詠出された屏風歌の一つである。中務が詠んだともされ、『中務集』にも収められている。

昌子内親王を定家系本文では「三條のきさいの宮」、異本第一・第二系では「三条の中宮」としている。和歌そのものは【一】の時期、裳着の折に詠まれているが、詞書には、すでに中宮として立后以降、皇太后、太皇太后の状態をも示し得る「後の宮」が用いられている。異本系の詞書では、それが「中宮」と時期的に限定される呼称になっている。

藤原穩子の場合、皇太后、太皇太后へ転上しても「中宮」の呼称が用いられたことは、すでに確認したが、それは彼女が唯一の後であったことも大きい。昌子内親王の場合、皇太后、太皇太后への転上は、皇后位や皇太后位に別の女性が即くための措置であった。^(注12)「三条」を冠するの、彼女の里第が三条にあったことによる。④『田融院御集』に見られるのと同様の呼称が、詞書に用いられていることに注意したい。

三三六番歌(巻六・別)は、作者部類記に藤原遵子とあり、小町谷照彦氏は新大系の当該歌の脚注で、「作者

を藤原遵子とするが、寛弘初年はまだ皇太后。あるいは、昌子内親王か」とする。『忠見集』に同じ歌が収められていることから代作の可能性も指摘している。作者名に諸本間の異同は見られない。

この歌の作者「三条太皇太后」については、早く杉崎重遠氏が、遵子は「四条宮」と呼ばれ、昌子内親王は三条を居所としていたことをあげ、この和歌と、一二五五番歌（巻十九・雑恋）の作者を昌子内親王としている。^{（注14）}吉田幸一氏も「源弘景」を「天元・寛和・正暦頃の人」として、この和歌の作者を昌子内親王としている。^{（注15）}勅撰和歌集のため、最終后位「太皇太后宮」と彼女であることを特定する「三条」が組み合わされ、作者名「三条太皇太后」とされている。弘景が国司となり、地方へ赴任する際の餞別の和歌と考えられるが、詠まれた時期を特定できない。

一二五五番歌は、詞書に「日蝕」とあるので時期を特定できそうだが、昌子内親王が后として在位中、つまり三条に居所を構え暮らしていた時期、何度かあったようである。ただ、太皇太后時に一品資子内親王（村上皇女・円融天皇と同母）の家に滞在する記事が見られ、二人の屋敷は一町程度の近さであった。そこから「一品のみこ」は資子内親王である可能性が高い。「あふ事のか

くてやつるにやみの夜の」とは、ずいぶん意味深長で、男女の逢瀬が叶わなかったかのような。だが、高貴な女性同士が会うことを約束していたのに、それが日食により中止となったことを惜しみ、あたかも男女の仲にたとえ詠み贈ったと考えることもできよう。

一三二三番歌（巻二十・哀傷）は、すでに①『朱雀院御集』で取り上げた。朱雀院が、幼い昌子内親王を思い詠んだ歌で【一】の時期のものだが、詞書には彼女を「太皇太后宮」としている。異本第一系統では、昌子内親王の存在が詞書から脱け落ちている。

注意すべきは同集の場合、もともなかったとされる『拾遺抄』を含め、それらの編纂時期に、昌子内親王が同時代人として存在しているという点である。一八四番歌の詞書では、採歌のもとになった家集の表現を踏襲するかのようであり、三二六番歌の作者名は、勅撰集のルールに則り最終后位での表記、表現となっている。一二五五番歌は、作者名を略し、詞書の「太皇太后宮」から昌子内親王を指している。

⑥『重之集』（西本願寺本）

又、おほみやのおほせことにてよめれと、御て本にかゝれたれば

四五 いつしかといそく心のさき立て

あしたのはらを今日こゆるかな

四六 しのゝめにあしたのはらをこえくれは

またよこまれる心ちこそすれ

『重之集』は、現存諸本が五類六系統に分けられ、右は第一類一系の本文である。三百二十三首あり、もっとも歌数が多い伝本である。新藤協三氏により、第三類四系の宮内庁書陵部蔵(五〇一・一六一)本が第一、第二類の伝本の共通祖本より先に成立したとされ、近年、冷泉家時雨亭文庫蔵坊門局筆本が、この親本と位置づけられている。^(注17)二百十五首。右の四六番の歌が、二四番にあり、詞書は「あか月にあしたのはらをこゆとて」とある。「暁に朝原を越ゆ」を歌題に、「おほみや(大宮)」からの依頼で詠んだ歌が、四五、四六番歌、ということであろうか。

「大宮」は、次に考察する『重之の子の僧の集』同様、昌子内親王のことと考えられる。^(注18)源重之は、冷泉の東宮帯刀の長(先生)を務めた人物。^(注19)冷泉の近くに仕えるうちに、歌の才を認められ、同集に収まる百首歌など、依頼による詠出を行っていた。冷泉の妃、そして皇后、皇太后、太皇太后となった昌子内親王とも同様の交流があったとしても不思議ではない。

右の詞書に「御手本に書かれたれば」とあり、第一類一系は他撰本の可能性が高い。集を編んだ人物にとっても、「御手本」なる祖本の詞書をふしたであろう重之にとっても昌子内親王が「大宮」であったと考えられる。

⑦『重之の子の僧の集』

おほみやのおほせことにてあきたつ日

二二 秋風はまほなりねともをきののは

今日はことにもなひくめるかな

大宮よりこひの心あ覽うたよみてまゐらせよ
とおほせことはへしかは

五二 なみたかはしらかみくるせをみれば

そてのうらこそとまりなりけれ

『重之の子の僧の集』は、完本として現存せず、「針切」と呼ばれる断簡とその写しと考えられる伝本により、ある程度、原態が復元されている。早くは目加田さくを氏の『源重之集 子の僧の集 重之女集 全釈』^(注20)などがあるが、近年、渦巻恵氏、武田早苗氏による『重之女集 重之子僧集 新注』^(注21)が発表されたため、歌番号および本文など、こちらを参照した。

「おほみや」「大宮」を詞書にもつ二二番、五二番歌

だが、二二番歌は屋代弘賢本による補入で針切にはない。逆に五二番歌は針切以外の他本には見られない。「大宮」は前掲書に「冷泉天皇の皇后であった昌子内親王(法皇)か」とされている。親である重之が冷泉の東宮帯刀の長を務めたのであるから、重之は冷泉、昌子内親王より年上であろう。従って、彼女が「大宮」と呼ばれた時期、つまり後半生において、長じた重之の子の僧とも歌を介した交流、依頼があってもおかしくはない。ただ本文の状況が右のようなので、「大宮」の呼称を用いて詞書がふされた時期と、「大宮」と呼称された時期に昌子内親王が和歌の詠出を依頼したのか、つまり和歌が詠まれた時期が一致するのか、異なるのか、よくわからない。

⑧『新古今和歌集』 卷十八 雑歌下

后に立ち給ひける時、冷泉院の後の宮の
御額を奉り給へりけるを、出家の時、返
し奉り給ふとて 東三条院

一七一二 そのかみの玉のかざしをうち返し

今は衣の裏を頼まん

返し

冷泉院太皇太后宮

一七二三 尽きもせぬ光の間にもまぎれなで

老いて帰れる髪につれなき

新編全集『新古今和歌集』で峯村文人氏は、「冷泉院の後の宮」「冷泉院太皇太后宮」を東三条院（藤原詮子の姉、藤原超子とする。超子は天元五（九八二）年一月二十八日庚申待の明け方に急死したのは有名である。詮子が出家し、「東三条院」となったのは正暦二（九九一）年九月十六日で、すでに超子が亡くなって久しく、この贈答の返歌の作者を超子とするのは無理がある。「冷泉院の後の宮」「冷泉院太皇太后宮」と記され、一七二三番歌の作者と考えられるのは、昌子内親王とするのが自然であろう。(注38)

東三条院・藤原詮子は、息子である一条天皇の即位に伴い、寛和二年、皇太后となった。その際、昌子内親王が髪飾りを贈った、その髪飾りを正暦二年九月の出家時に返しながら交わされた贈答歌である。【四】の時期。詮子が皇太后になった際、昌子内親王も太皇太后となっているため、詞書の「冷泉院の後の宮」、作者名の「冷泉院太皇太后」は詠まれた時期に使われていた呼称である。同時に、作者名表記は勅撰集の原則にも則っている。

⑨『新勅撰和歌集』 卷十 釈教

観音院に御封よせさせ給ける時の御歌

冷泉院太皇太后宮

五八七 けふたつるたみのけぶりのたえざらば

きえてはかなきあとをとほなむ

観音院へ荘園を施入したのは、長徳四（九九八）年のこと。崩御する前年のことで、死期を悟っての行爲と考えられる。【四】の時期に詠まれた和歌で、詠まれた時期の後位と、最終の後位が一致した作者名表記である。

以上から歌集における昌子内親王の呼称について考えてみる。古記録・史料の記述を中心に考察した前稿では、使用される回数、場面は限られるものの、一番、彼女を指しうる呼称は実名の「昌子内親王」であった。この実名表記は歌集では見られない。勅撰集をはじめとする歌集において、男性官人については時に実名が見られる。だが女性については実名表記がタブーであった当時の習慣から、昌子内親王の実名も記されることはなかった。

昌子内親王は、【一】から【二】の前半の時期には、「若宮」「姫宮」と呼ばれている。皇后に冊立以降は、転上するも一貫して后位にあったため「きさいの宮」、

【三】の時期くらいから、これに「大宮」が加わる。后位の変化にともない【二】の時期に用いられた「中宮」

「皇后（宮）」から、【三】の時期は「皇太后（宮）」、

【四】の時期は「太皇太后（宮）」となる。加齢、后位

といった変化により、きれいに呼び分けがなされていると思う。

加えて歌集には、私家集と勅撰集がある。「私」と「公」、両極の性格を持つ集にまたがり、昌子内親王を指す呼称が点在しているのである。つまり、⑤『拾遺和歌集』、⑧『新古今和歌集』、⑨『新勅撰和歌集』の作者名「三条太皇太后宮」「冷泉院太皇太后宮」は公的な呼称、現代で言うオフィシャル・ネームとなろう。最終后位である「太皇太后宮」だけでは、人物を特定できないため居所の「三条」や、夫の「冷泉院」を冠している。ただ採歌にあたり実名をとまなわなないため、作者部類記などでは昌子内親王に特定できず、混乱が見られるのだろう。

私家集においては、「私」の性格により、その歌集を編んだ人物や、歌を詠んだ（歌集の中心）人物との距離が測れる。彼女の居所は、ごく幼少期は①朱雀院、後に宮中内の②祖母后と同じ殿舎（弘徽殿）↓③祖母后の崩御後に住まいした殿舎↓④冷泉のもとへ入宮後、与えられた殿舎と、⑤三条の屋敷と考えられる。このうち①と②は同じ殿舎の可能性がある。

この居所内、つまり「私」の空間にいる、ないしは出入りする近臣・近親者にとって、昌子内親王が幼い頃は、①、②に同居する祖母后・藤原穩子が長い間、唯一の後

として「きさいの宮」ないしは「宮」と呼ばれたと考えられる。呼び分けのため彼女は「若宮」「姫宮」と呼ばれる。祖母後の崩御後は、「姫宮」「宮」と呼ばれ、長じて皇后に冊立後は「きさいの宮」、更に「大宮」と呼ばれたと考えられる。

④⑤⑥の居所にいない、あるいは出入りしない、一歩外から昌子内親王を捉える人々からは、「朱雀院の」「三条の」といった、素性や居所をしめす修飾語がふされて、村上天皇の皇子女たちや、后位について他の人々と区別するべく呼ばれる。「朱雀院の姫宮」、「三条の後の宮」といったように。昌子内親王が、祖母后・藤原穩子ともなわれて宮中へ居所を移したとき、同じ年齢の憲平はすでに東宮であり、桂芳房などを御所とし宮中住まいをしていた。ほかにも様々な区別の必要があったわけ、居所の外から彼女を捉える場合、修飾語をともなって表現される。距離が離れるほど、公的な呼称へ近づく。

注目したいのは、③、⑥、⑦に確認できた「大宮」には、「朱雀院の」「三条（の）」「冷泉院」といった修飾語がつかない点である。また、彼女が「大宮」と呼ばれる【三】の時期以降は、居所の中に、他に区別されるべき「宮」の存在も見当たらない。ここからやはり「大宮」は近臣・近親といった身内により使われること、彼女自

身を指す表現として使われ出したこと、が考えられる。

二 『石山寺縁起』に見られる呼称

『石山寺縁起』は、前稿で少し触れたが、仮名散文の詞書をもつため、今一度、本稿でとりあげ考察する。

〈巻三 第一段〉

正暦三年二月廿九日、東三条院、当寺に臨幸あり。御共には、中宮大夫道長直衣を着す。左衛門督顕光、大宮権大夫伊陟、兩人は束帯を着す。権中納言道頼、新中納言伊周、右衛門督時中、宰相中将道綱、各直衣を着す。左兵衛督実資、束帯なり。修理権大夫安親は狩衣を着す。頭中将公任、頭弁惟仲朝臣以下殿上人数輩、各々布衣を着して供奉しけり。摂政殿中関白、右大将濟時は、乗車にて粟田口までぞ参り給ける。内大臣粟田も、車にて寺まで参り給けり。暮るる程に、当寺の大湯屋に着かせ給ふ。…(後略)。

『石山寺縁起』(七巻)は、小松茂美氏によれば正中年間(一三二四～二六)の制作で、当該の巻三は原本とされる。引用した内容は、それ以前から寺に伝わっていたと考えられる。正暦三年二月二十九日、東三条院(藤原詮子)が石山寺へ参詣したことは『日本紀略』で確認できる。『公卿補任』によれば、「大宮」は太皇太后・昌

子内親王を指す。時に四十三歳。同縁起には、太皇太后宮権大夫の源伊陟が束帯姿で、行幸に供奉していることを伝える詞書と絵が描かれている。【四】の時期の出来事が詳細に伝えられており、太皇太后宮職の権大夫に対し、「大宮権大夫」という表現が用いられている。

引用の詞書は、漢字仮名まじり文だが、公卿の漢文日記のようなものを仮名書きにしたような趣をもっている。そのため、仮名書きの際に、「太皇太后宮」を和語化し、「大宮」へと改めたのか、と考えた。だが第一節から得られた点を考慮すると、和語化というよりも、もとの文章に「大宮」が用いられていた、と考えるのが自然であろう。上達部それぞれの服装まで詳細で、藤原実資『小右記』あるいは『小記目録』を連想するが、残念ながら両書とも、この時期の記述が残っていない。

もともと寺側の記録があり、それが仮名書きに直され、載せられた可能性もある。【三】の時期より、昌子内親王は大雲寺内に観音院を建立するなど、仏道への志を行う動で周囲に示している。観音菩薩を本尊とする石山寺側に、縁の者があり、その人物が記録し、「大宮権大夫」と源伊陟を記した、と考えてもおかしくはない。そしてのちに縁起の詞書として、この記録が仮名書きに直される際、昌子内親王への尊敬の意を込めながら「大宮権大

夫」がそのまま使用された、とも考えられる。

さて、ここで前稿^(註6)で古記録・史料の用例として確認した『権記』の「太宮」について、今一度考えたい。同書の「太宮」二例は、「太皇太后宮大夫（藤原実資）」を同じ条で「太宮大夫」と繰り返す（言い換える）場合に見られた。そのため、同書の中でのみ用いられる略号ではないかと指摘した。

同書において、本人である昌子内親王を示す場合、「太皇太后（宮）」、同じ条で繰り返される場合、「后」となる。^(註6)【四】の時期、太皇太后宮大夫として『小右記』『小記目録』に、彼女を「宮」「大宮」などと記していた実資と異なり、藤原行成は日記中に「大宮」「宮」と記すほどの近臣ではなかったのである。「太宮」の読みが「オオミヤ」ないし「オホミヤ」となるであろうことに変わりはない。が、『権記』の用例はやはり略号として機能しており、実際に発音されて用いられる類いの語ではないと考えられる。

蛇足だが、藤原穩子の場合、皇后↓皇太后↓太皇太后と転上しても、唯一の後として一貫して「中宮」と呼ばれた。その宮司は「中宮職」のままであり、長官は「中宮大夫」と呼ばれている。^(註6)

三 『栄花物語』に見られる呼称

かつて仮名文学作品に見られる「大宮」の用例を示したことがある。^(注17)そこで報告したことの一部繰り返しているが、「大宮」は、『紫式部日記』『大鏡』では藤原彰子を指し、用いられている。『栄花物語』では彰子から順に、妹の藤原妍子と威子、禎子内親王、章子内親王に用いられている。つまり歴史物語である二作品、『大鏡』『栄花物語』には、「大宮」の用例は確認できるが、それは昌子内親王の呼称として用いられていない、ということである。彰子の用例について補足すれば、父・道長が『御堂関白記』で、藤原実資も『小右記』で、彰子を「大宮」と記している。

『大鏡』に見られる昌子内親王の呼称は「太皇太后宮」で、呼称が確認できる記事内容は、第一節の①『朱雀院御集』に引用した、朱雀院の病と辞世の歌にかんするものと同じである。そのため本節では『栄花物語』に見られる昌子内親王の呼称を確認しておくことにする。

四十巻にわたる『栄花物語』において、昌子内親王は巻一と、二、六の三つの巻に記述が見られる。ほとんどは巻一である。本文を多少引用しながら、同物語における彼女の呼称を見てゆこう。なお、同物語は叙述の順番、配置などに史実との矛盾や齟齬が見られる。^(注18)本節でとり

あげる箇所も同様だが、昌子内親王の生涯については前稿で確認したので、矛盾や齟齬について説明することは紙面の関係もあり控えたい。

最初に、昌子内親王の存在が確認できるのは、【一】の時期のこととして語られる左の箇所（以下、引用本文の先頭に巻数を漢数字で示し、呼称の用例が見られる語りをまとまりごとにAからアルファベットで示す）である。

栄一・A 朱雀院は御子たちおはしまさざりけり。ただ
王女御と聞えける御腹に、えもいはずうつくしき女
御子一所ぞおはしましける、母女御も御子三つにて
うせたまひにしかば、帝、われ一所心苦しきものに
養ひたてまつりたまひける。いかで后に据ゑたてま
つらんと申しけれど、例なきことにて、口惜しくて
ぞ過ぎさせたまひける。昌子内親王とぞ聞えさせけ
る。
(一九頁)

存在が示された、と思ったら、実名も明かされている。ここは冒頭部で、同じ条、つまり直前に父院の「寛明親王」、叔父帝の「成明親王」という名も見られる。前後にも人名が散見される。そのため、歴代の帝の子どもである親王、内親王の実名を語っていくのかと思いきや進めてしまう。ところが、巻一では「女御子」＝皇女・内

親王は何人も出てくるが、名が示されているのは、彼女のみである。加えて女性で名が明かされるのは、同物語の中で、ここが最初となる。

次は、同じ【一】の末時期のこととして、東宮参りの定め語りBに、昌子内親王が「(その)宮」(三五頁)と呼称されている。

【二】の時期のこととして、すでに東宮・憲平のもとへ入った昌子内親王をC「東宮の女御」(三九頁)とする。さらに憲平の即位とともに立后が左のように語られている。

栄一・D 帝の御年十八にぞおはしましける。この帝立たせたまふ同じ日、女御も后に立たせたまひて、中宮と申す。昌子内親王とぞ申しつるかし。朱雀院の御心掟を本意かなはせたまへるもいとめでたし。中宮大夫には、宰相朝成なりたまひぬ。(六一頁)

このずっと前に、村上天皇の女御・藤原安子が立后する語りがある。「かかるほどに、天徳二年七月二十七日にぞ、九条殿の女御、后に立たせたまふ。藤原安子と申して、今は中宮と聞えさす」(三〇頁)で、こちらと同様に、立后によりDでは実名が示されたと考えられる。

巻一で、立后したのは安子と昌子内親王の二人である。同巻で実名が語られた女性も、安子と昌子内親王のみで

ある。しかも昌子内親王は二回、実名が示されたのである。

右以降、【二】の時期後半にあたる、中宮(皇后)位にあったころ、昌子内親王はE「中宮(の御方)」(この)宮」(六三〜六四頁)などと呼ばれる。

巻一の巻末には、村上天皇の第八皇子・永平親王との養子話Fがあり、ここでは【二】の時期のこととして、養い親となろうとした昌子内親王が語られている。^(注)「冷泉院の後宮」にはじまり、「(かの)この)宮」、「中宮」 「后宮」 「宮の御前」(七七〜八三頁)などが見られ、単に「宮」とある場合、居所である三条宮を指していることもある。

栄二・G かくてその年の七月一日、撰政殿の女御、后にゐさせたまひぬ。中宮と聞えさす。はじめの冷泉院の中宮をば皇太后宮とぞ聞えさす。(八九〜九〇頁)

【三】の時期のはじめにあたる皇太后への転上である。この後、巻三に「七月五日、梅壺女御、后に立たせたまふ。皇太后宮と聞えさす」(二三九頁)と一条天皇の母・藤原詮子が皇太后になる語りがある。同時に皇太后であった昌子内親王は【四】太皇太后へと転上するが、同物語ではこの点に触れていない。次の引用、巻六の崩御の語

りをもって退場となる。

栄六・日 ただ今、内裏わたりはなばなとめでたくいみじきに、三条大后宮はこの一日の日うせさせたまひにしかば、それをかの宮には、あはれに悲しきものに思ふべし。世の定めなきのみぞ、よろづに思ひ知られける。(三〇四頁)

東宮妃だった昌子内親王をC「東宮の女御」、D「女御」と語ってしまう点などから、『栄花物語』の語り手ないし正編作者は、時代的に下り、彼女の近臣・近親でないことは明らかである。しかし何らかの記録から、「昌子内親王」の名を知り、二回も語ってしまう。人名については長い、複数回にわたる書写の過程で「割注・傍注の類が本文化されてしまって、作品本来のものではないのではないか、という懸念^{注30}」がつきまとうが、巻一の二箇所については、恐らく割注・傍注の本文化ではないだろう。冒頭の実名表記については、彼女が朱雀天皇の一人子として皇位継承の可能性をもっていたことの表れのような気がしてならない。

おわりに

仮名文学作品において、昌子内親王に対する「大宮」の用例は、すでに把握していた『冷泉院御集』（一例）、

『石山寺縁起』（一例）に加え、『重之集』（一例）、『重之の子の僧の集』（二例）を加えることができた。逆に、前稿において新たな用例とした『権記』（二例）は、性質が異なる語として、今後、考察対象から外したい。なぜなら、修飾語をとまわらない「大宮」は、昌子内親王が長じてから、ごく身近な忠臣（あるいは近親）によって使われていたと考えられ、『権記』の用例は、同書中のみに用いられた略号と考えられるからである。

③『冷泉院御集』、⑥『重之集』、⑦『重之の子の僧の集』は、いずれも冷泉の近臣の手になる私家集である。生まれた年に東宮になった冷泉は、東宮在位期間が長く、天皇としては二年ほどで、上皇時代がまた長かった。東宮帯刀の先生として仕えた源重之は、冷泉の幼少からの近臣としてあり、親子二代にわたり、その身辺にあって和歌の営みにも参加していたと考えられる。③を手がけた人物もまた同様であろう。

この冷泉の近臣たちは、同じように幼少から宮中に育ち、恐らく冷泉の後となるべく育てられていた昌子内親王にも、東宮参入の定めがあった頃より和歌のやりとりなどを通じて行き来があったのだろう。【三】の「大宮」と呼ばれる時期以降をも含む、かなりの長きにわたって、である。同時期、夫・冷泉が住む朱雀院へ半年ほど昌子

内親王が滞在したことを前稿で確認した。^(注31) 直接、行き来しての交流があり、それがまねなことであっても、日常的には、近臣たちが手足となり、双方を行き来しているのである。

一人の天皇を中心とした親族集団において、要となる人物を「大宮」と称することは『源氏物語』にも通じている。作り物語に通じているだけでなく、藤原彰子を「大宮」と呼ぶ『紫式部日記』『大鏡』、そして『栄花物語』も同様であろう。昌子内親王への呼称としてあった「大宮」を、彼女の尊貴性と、近臣から尊敬を集める存在としての徴、尊称として、それぞれの作品は利用していると考えられる。

用例の確認、本文引用を行った文献は、左の通りである（書名アイウエオ順）。ここに掲載の無い歌集の用例確認は、本文中や注に示してある。

- 『朝忠集』：『私家集大成』第一卷、中古一（明治書院、昭和四十八年十一月）、『資経本私家集 二』（冷泉家時雨亭叢書第六十六卷、朝日新聞社、平成十三年六月）
- 『石山寺縁起』：小松茂美『石山寺縁起』（日本の絵巻16、中央公論社、昭和六十三年七月）
- 『栄花物語』：山中裕ら校注・訳『栄花物語①』（新編

日本古典文学全集31、小学館、平成七年八月）

『円融院御集』：久曾神昇『八代列聖御集』（文明社、昭和十五年一月）、『私家集大成』第一卷、中古一（明治書院、昭和四十八年十一月）、安西迪夫・安藤太郎・加藤静子『円融院御集試解（二）』（『東京成徳短期大学紀要』十七、昭和五十九年三月）

『大鏡』：橘健二・加藤静子校注・訳『大鏡』（新編日本古典文学全集、小学館、平成八年六月）

『古今和歌集』：久曾神昇『古今和歌集総覧』（七條書房、昭和十二年十一月）、久曾神昇『古今和歌集成立論資料編』上中下（風間書房、昭和三十五年三月）

『権記』：『史料纂集 権記 第一』第五十七卷（統群書類従完成会、昭和五十三年十二月）

『重之集』：『私家集大成』第一卷、中古一（明治書院、昭和四十八年十一月）、『平安私家集 三』（冷泉家時雨亭叢書第十六卷、朝日新聞社、平成七年八月）

『重之の子の僧の集』：渦巻恵・武田早苗『重之女集重之子僧集 新注』（青簡舎、平成二十七年十月）

『拾遺和歌集』：小町谷照彦校注『拾遺和歌集』（新日本古典文学大系、岩波書店、平成二年一月）、片桐洋一『拾遺和歌集の研究 校本篇』（大学堂書店、昭和四十五年十二月）

『小右記』：『大日本古記録 小右記』一・二（岩波書店、昭和三十四年三月、昭和三十六年六月）

『小記目録』：『大日本古記録 小右記』十（岩波書店、昭和五十七年三月）

『新古今和歌集』：峯村文人校注『新古今和歌集』（新編日本古典文学全集、小学館、平成七年五月）

『新勅撰和歌集』：『新編国歌大観』（角川書店、CD-ROM版）

『朱雀院御集』：『新編国歌大観』（角川書店、CD-ROM版）、久曾神昇『八代列聖御集』（文明社、昭和十五年一月）

『天曆御集』：『新編国歌大観』（角川書店、CD-ROM版）、久曾神昇『八代列聖御集』（文明社、昭和十五年一月）

『日本紀略』：『日本紀略 後篇』（新訂増補国史大系、吉川弘文館、昭和四十年八月）

『吏部王記』：『史料纂集 吏部王記（増補）』第三十九卷（続群書類従完成会、平成十三年五月）

『冷泉院御集』：『新編国歌大観』（角川書店、CD-ROM版）、久曾神昇『八代列聖御集』（文明社、昭和十五年一月）、『私家集大成』第一卷、中古一（明治書院、昭和四十八年十一月）、田村由美子「代々御集精講（四）」

（『並木の里』七十二卷、平成二十二年八月）

注

（注1）『うつほ物語』『落窪物語』『源氏物語』など。作り物語に登場する〈大宮〉に関する考察は、次の拙稿を参照していただきたい。これらの論考で平安時代を中心に「大宮」に関する先行研究を繰り返し紹介し、用例の検討を行ってゐる。

『源氏物語』左大臣の妻〈大宮〉について」（高橋亨編『源氏物語と帝』森話社、平成十六年六月）。「〈大宮〉考——『源氏物語』とその前後——」（『静大國文』44、平成十七年三月）。「源氏物語〈大宮〉考——弘徽殿女御の場合——」

『文学・語学』全国大学国語国文学会誌、平成十七年三月）。「源氏物語〈大宮〉考——明石中宮の場合——」（『國學院雜誌』106—5、平成十七年五月）。「源氏物語 〈大宮〉考——式部卿宮の場合——」（『古代中世文学論考』第十九集、古代中世文学論考刊行会編、新典社、平成十九年五月）。

（注2）拙稿「〈大宮〉考——古記録・史料に見る藤原穩子——」（『名古屋大学国語国文学』108、平成二十七年十一月）、ならびに「〈大宮〉考——仮名文学に見る藤原穩子——」（『成蹊國文』49、平成二十八年三月）。

（注3）拙稿「〈大宮〉考——古記録・史料に見る昌子内親王——」

『名古屋大学国語国文学』110、平成二十九年十一月。

(注4) 『私家集大成』における『朝忠集』の解説は平野由紀子氏が担当。

(注5) 『朝忠集』の第二類の本文は、平野由紀子氏によれば、第一類より先行して成立したとされる。加えて第二類二系の宮内庁書陵部蔵(五一〇・一二)本の親本が資経本と位置づけられたため、時雨亭叢書の影印版から該当箇所は論者が翻刻し、適宜読点を打った。『資経本私家集 一』(冷泉家時雨亭叢書第六十六卷、朝日新聞社、平成十三年六月)の同集の解題執筆は、樋口芳麻呂氏。

(注6) 田島智子『屏風歌の研究 資料編』(和泉書院、平成十九年三月)一九三―二〇〇頁を参照。一覧表の本文は、田島氏が参考にした資料のままだが、本論で用例として示す際は、適宜、仮名を漢字に変え、用字も変更するなどした。

(注7) 『私家集大成』第一卷、中古一(明治書院、昭和四十八年十一月)の『冷泉院御集』解題より。

(注8) 田村由美子「代々御集精講(四)」(『並木の里』七十二卷、平成二十二年八月)において『冷泉院御集』一〜四番歌を担当している。なお、冒頭一番歌の校訂本文は「大宮の姫君」となっているが、【語釈】における見出し語は「大宮の姫宮」となっているので、単純な入力ミスと考え

ている。

(注9) この引用本文は、久曾神昇『古今和歌集総覧』(七條書房、昭和十二年十一月)による。『古今集』の詞書において「…と申す」と「…と聞こゆ」が同じパターンであることは、すでに玉上琢彌「敬語と身分 ―八代集の詞書を材料に―」『源氏物語評釈 別巻一』(角川書店、昭和四十一年三月)が指摘している。

(注10) 安西廸夫・安藤太郎・加藤静子「円融院御集試解(二)」『東京成徳短期大学紀要』十七、昭和五十九年三月)においても、本歌の作者を皇太后昌子内親王としている。

(注11) 拙稿「〈大宮〉考 ―古記録・史料に見る藤原穩子―」『名古屋大学国語国文学』108、平成二十七年十一月。

(注12) 拙稿「〈大宮〉考 ―古記録・史料に見る昌子内親王―」『名古屋大学国語国文学』110、平成二十九年十一月。

(注13) 小町谷照彦校注『拾遺和歌集』(新日本古典文学大系、岩波書店、一九九〇年一月)九三頁脚注より。

(注14) 杉崎重遠「三条太皇太后宮及び冷泉院太皇太后宮」『王朝歌人伝の研究』新典社、昭和六十一年三月。初出は昭和十九年十一月。

(注15) 吉田幸一「和泉式部の両親と太皇太后宮昌子内親王」『平安文学研究』第六十五号、昭和五十六年六月。

(注16) 新藤協三「源重之集本文考 ―略本重之集をめぐって―」

『三十六歌仙叢考』（新典社、平成十六年五月）。初出は昭和五十年七月。

〔注17〕『源重之集』田中登氏の解題より。『平安私家集 三』

（冷泉家時雨亭叢書第十六卷、朝日新聞社、平成七年八月）。

〔注18〕歴史物語研究会（平成二十八年九月例会、於明治大学）での口頭発表の折、加藤静子氏よりご教示いただいた。

〔注19〕源重之の生涯は、年齢も含め不明な点が多い。角野こ

と「源重之に就いて」（『書誌』二一三、昭和二年十二月）、目加田さくを『源重之集 子の僧の集 重之女集 全釈』

（昭和六十三年九月、風間書房）内の「重之一門年表」、同

氏「重之集・子の僧の集・重之女集考」（『平安文学研究』

第七十九・八十輯、昭和六十三年十月）、重田仁美「千年

をばひなにてのみやは——源重之の周辺——」（『花葉』第六

号、平成三年一月）などを参照した。目加田氏は右の『全

釈』において、また重田氏も「大宮」を藤原詮子としてい
るが、詮子と重之には接点がない。

〔注20〕目加田さくを『源重之集 子の僧の集 重之女集 全

釈』（昭和六十三年九月、風間書房）。

〔注21〕渦巻恵・武田早苗『重之女集 重之子僧集 新注』

（青簡舎、平成二十七年十月）。

〔注22〕注二十一前掲書、二二・五二番歌の「語釈」欄ならび
に「補説」を参照。一二番歌の「語釈」欄には、『重之集』

の「大宮」と「同一人物か」（一四六頁）との指摘もある。

〔注23〕注十四の杉崎氏、注十五の吉田氏の論考にすでに指摘
されているところである。

〔注24〕注三の拙稿、十四頁。

〔注25〕例えば、卒伝とおぼしき昌子内親王の略歴を記す長保
元年十二月五日条、「去一日太皇太后昌子内親王崩、于時

春秋五十、后前朱雀院太上皇女、母女御從三位瀨子女王也、

康保^{（一）}年為東宮妃、太子登極之時、立為皇后、…以下略。

波線部は「応和三年」が本来の年。

〔注26〕注二の拙稿をまとめる際、中宮職の人々に「中宮」
と、役職名の上に、「中宮」を冠する用例は確認した。だ

が、用例数が多く、一貫していたため、論中で特に取り上

げることとはしなかった。

〔注27〕注一中の、拙稿「〈大宮〉考——『源氏物語』とその

前後——」（『静大国文』44、平成十七年三月）。

〔注28〕この点は、新編全集の注や、最近では、中村康夫『皇
位継承の記録と文学』（臨川書店、平成二十九年七月）が

参考になる。

〔注29〕この養子話、永平親王をめぐるって別稿「永平親王の
語りをめぐるって——「十二ばかりに」に着目して——」（『栄花

物語 歴史からの奪還』（森話社、平成三十年十月）に矛
盾や齟齬を含め、詳細に検討した。

(注30) 加藤静子「実在人物の提示と呼称」『王朝歴史物語の生成と方法』(風間書房、平成十五年十一月)、四頁。

(注31) 『日本紀略』貞元三(天元元)年五月と十月の条。

付記 本稿は、歴史物語研究会例会(平成二十八年九月、於明治大学)において「〈大宮〉考 ―昌子内親王の場合―」と題し口頭発表した内容の後半部を全面的に改めたものである。ご意見賜った会員諸氏に深謝申し上げます。

(どい・なおこ／成蹊大学全学教育講師)